

医政発 0331 第 75 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行（医師少数区域等関係）等について（通知）

医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件に関しては、今般、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）の一部の施行に伴い、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 28 号。以下「改正省令」という。）が令和 8 年 3 月 19 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日付けで施行することとされているところ、この改正の趣旨及び概要等は下記のとおりである。

また、上記改正に基づき、下記 4 のとおり、関連の通知についても一部を改正することとした。

貴職におかれては、十分御了知の上、管内市区町村を始め、関係者、関係団体及び関係機関等に周知いただくようお願いする。

記

1 改正の趣旨

「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ（令和 6 年 12 月 25 日）」において、医師確保等の地域への貢献が求められる医療機関においては、地域の状況等を踏まえながら、様々な機関等と連携して、地域全体の医療提供における役割を一層発揮する観点から、医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要

件の対象医療機関の拡大及び地域医療対策協議会で認められた管理者に求められる幅広い経験等を管理者要件における医師少数区域等での勤務経験の期間に一部認めることとされた。

また、医師少数区域等での勤務経験期間についても、医師少数区域等での勤務をさらに促進し、地域における安定的な医療提供体制を確保する観点から、現行の「6か月以上」から「1年以上」に延長することとされた。

このため、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づき、規定の整備を行うもの。

2 改正省令の概要

(1) 医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等関係

医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師（以下「医師少数区域経験認定医師」という。）の認定の要件のうち、医師の確保を図るべき区域において診療等に従事した期間について、現行の6か月以上の期間から、1年以上の期間に延長するほか、対象区域として、医療法等の一部を改正する法律による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「新法」という。）第30条の4第2項第11号イ(2)に規定する都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が定める基準を参酌して定める区域を追加する。（改正省令第1条による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「新規則」という。）第1条の2関係）

(2) 認定を受けた臨床研修等修了医師を管理者とする病院等関係

医師少数区域経験認定医師を管理者とする病院について、現行の地域医療支援病院に加え、新法第31条に規定する公的医療機関である病院、独立行政法人国立病院機構の開設する病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の開設する病院及び独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院を追加する。

また、上記病院が、臨床研修等修了医師であって医師少数区域経験認定医師でないものを管理者とすることができる場合として、6か月以上医師少数区域等で勤務（医師少数区域等での勤務に係る6か月以内の期間は、臨床研修の期間も含めることが可能。医師少数区域等以外の区域の臨床研修病院等で指導医として勤務している場合も6か月以内に限り含めることが可能。）かつ1年から当該機関勤務期間を引いた残りの期間、地域医療対策協議会において調整された医師派遣や、地域医療対策協議会で認められ

た管理者に求められる幅広い経験をした者として、都道府県知事が認めるものに病院を管理させる場合とする。（新規則第7条の2関係）

3 経過措置

新規則第1条の2第2項の規定は、令和8年10月1日以降に新法第5条の2第1項の申請をする者について適用する。

4 関連通知等の改正

2（1）及び（2）に関連して、別添のとおり、「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について」（令和2年1月16日付け医政発0116第1号厚生労働省医政局長通知）を改正する。なお、同通知の別紙については別添に付すとおり変更する。

（添付資料）

- ・（別添）医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（令和2年1月16日付け医政発0116第1号厚生労働省医政局長通知）関係資料

以上

医政発 0116 第 1 号
令和 2 年 1 月 16 日
最終改正 医政発 0331 第 75 号
令和 8 年 3 月 31 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知）

平成 30 年 7 月 25 日に医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）が公布され、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）の一部改正（厚生労働大臣による医師の認定に関する事項等）については、令和 2 年 4 月 1 日付けで施行することとされています。

これに伴い、施行に必要な関係政令等の整備等を行うため、医療法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第 209 号。以下「改正政令」という。）が令和元年 12 月 25 日に公布されるとともに、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 4 号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 1 月 16 日に公布され、いずれも令和 2 年 4 月 1 日付けで施行・適用されることとなります。

これらの趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

改正法により、厚生労働大臣が、法第 7 条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うこととなったことを受け、施行に必要な所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

- 1 改正法による改正後の法第 5 条の 2 第 1 項の認定（以下「認定」という。）に係る手続きについては、次に掲げるとおりとすること。

(1) 認定の申請

認定を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書を、以下の事項のうちア～ウについて証する書類を添えて厚生労働大臣に提出すること。

ア 医師の確保を特に図るべき区域において行った医療の提供に関する業務の内容（3のアからウまでに掲げる全ての業務を含むものとする。）

イ アの業務を行った期間

ウ アの業務を行った、医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院又は診療所（以下「医師少数区域等所在病院等」という。）の名称及び所在地

エ アの業務を行うこととなった理由

オ アの業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境

カ アの期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況

キ その他認定をするために必要な事項

オの「勤務環境」として、医師少数区域等所在病院等における業務の内容（アに該当するものを除く。）、従事した診療科、勤務環境（勤務時間等）、処遇（給与・福利厚生）等について報告するものとする。

なお、法第5条の2第1項の医師の確保を特に図るべき区域（以下「医師少数区域等」という。）は、法第30条の4第6項に規定する区域及び法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたもの、又は法第30条の4第2項第11号イ(2)に掲げる区域とすること。

(2) 認定証明書の再交付の申請

認定を受けた者が認定証明書を亡失し、又は毀損したときは、申請書を厚生労働大臣に提出した上で、認定証明書の再交付の申請をすることができること。

なお、認定証明書を毀損した者が再交付の申請をする場合には、申請書にその認定証明書を添えなければならないこと。

また、認定証明書の再交付を受けた後、亡失した認定証明書を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならないこと。

(3) 認定証明書の返納

認定の取消処分を受けた者は、5日以内に、認定証明書を厚生労働大臣に返納しなければならないこと。

2 医籍に登録する事項に、当該医師が認定を受けた旨を追加すること。

3 法第5条の2第1項の厚生労働省令で定める経験は、法第7条に規定する臨床研修等修了医師が、医師少数区域等所在病院等において1年以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経験とすること。

ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務

イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務

ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務

(1) 認定に必要な期間

認定に必要な診療を行っている期間においては、原則として同一の医師少数区域等所在病院等に週32時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務することとする。この場合は、勤務を行っていない日を認定に必要な勤務期間に含めることができるものとし、また、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等（以下「妊娠・出産等」という。）の理由により勤務を中断した場合は、中断前後の勤務期間を合算できることとする。

ただし、医師免許を取得して9年以上経過した後に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合には、同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な1日6時間以上における勤務の日数を合計して365日となった場合も認定に必要な勤務期間に達したものとして扱うが、この場合は実際に勤務を行っていない日は勤務の日数に含めないこととする。

また、医師免許を取得して9年以上経過する前に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合には、最初の6月以上の勤務は原則1月以上の連続した勤務（妊娠・出産等の理由により勤務を中断した場合は、中断前後の勤務期間を合算できることとする。）の積み上げとし、1年から当該勤務期間を引いた残りの期間においては、同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な1日6時間以上における勤務日の積み上げを可能とする。

なお、認定の対象となるのは、原則として当該医師少数区域等所在病院等の所在する地域が医療計画において医師少数区域等として位置づけられている間の勤務とするが、診療を開始した時点において医師少数区域等に該当する地域であって、その後医師少数区域等に該当しなくなった地域については、当該医師少数区域等所在病院等において診療を開始した後初めて医師少数区域等に該当しなくなった時点から3年の間は、医師少数区域等とみなす。

(2) 認定に必要な業務

上述の認定に必要なア～ウの業務の例示としては、以下のものが考えら

れる。

(認定に必要な業務の具体例)

(アの業務の例)

- ・ 地域の患者への継続的な診療
- ・ 診療時間外の患者の急変時の対応
- ・ 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・ 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・ 小児等に対する夜間診療の実施

※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・ 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・ 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・ 介護認定審査会への参加
- ・ 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・ 公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導

※ 労働安全衛生法に基づく健康診断、学校保健法に基づく健康診断、母子保健法に基づく健康診査、健康増進法に基づくがん検診、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等が含まれる。

- ・ 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・ 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

- 4 医業をなす病院又は医業及び歯科医業を併せ行うものであって主として医業を行う病院である場合に認定を受けた臨床研修等修了医師が管理しなければならない病院並びに当該病院であっても認定を受けていない臨床研修等修了医師に管理させることができる場合を以下のとおり定める。

(1) 管理者要件の対象となる病院

地域医療支援病院、法第31条に規定する公的医療機関である病院、独立行政法人国立病院機構の開設する病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の開設する病院及び独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院とする。

(2) 管理者要件の例外となる場合

以下に掲げる場合は、(1)に掲げる場合であっても、認定を受けてい

ない臨床研修等修了医師に病院を管理させることができる。

- ア 地域における医療の確保のために当該病院を管理させることが適当と認められる者（令和 2 年 4 月 1 日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合
- イ 医師少数区域等に所在する（１）の病院を管理させる場合
- ウ i、ii 又は iii を合計して 6 月以上経験した者であって、かつ 1 年から i、ii 又は iii を経験した期間（ii 及び iii については、6 月以内の期間に限る。）の合計を除いた期間、iv に従事した者として、都道府県知事が認めるものに病院を管理させる場合
 - i 医師少数区域等における診療
 - ii 医師少数区域等における臨床研修
 - iii 医師少数区域等所在病院等でない病院のうち臨床研修病院等（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 3 第 1 項に規定する臨床研修病院等をいう。）における臨床研修指導医（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 4 条第 1 項第 15 号に規定する臨床研修指導医をいう。）としての業務その他の医師少数区域等所在病院等でない病院における医療従事者に対する指導（※）に係る業務
（※） 医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）第 19 条の 2 各号の団体から認定され業務に従事した場合に限る。
 - iv 病院又は診療所へ派遣されて行う診療、臨床研修病院等における医療従事者に対する指導その他の業務であって病院等の管理者となるに当たり経験する必要のある業務として地域医療対策協議会において協議が調ったもの
- エ ア～ウの場合のほか、前任の病院の管理者が不在となることが予期しなかった場合であって、認定を受けていない者に当該病院を管理させることについてやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合

なお、ウについては都道府県において i ～ iv の経験等の実績を確認する必要があることから、医療機関及び地域医療対策協議会等において、当該経験等を証する必要な書面を i ～ iv の経験等をした者に交付するとともに、当該者は、当該書面を適切に保管した上で、都道府県に対して必要な提出をすること。

また、エについては真にやむを得ない場合に限るものとし、都道府県は、エの場合を認めるに当たっては厚生労働省医政局と協議の上で判断すること。

第 3 その他

認定を受けた医師である旨について、医業又は病院若しくは診療所に関する広告として広告する際の名称は、「医師少数区域経験認定医師」とすること。

法第5条の2第1項の認定の申請等の手続きについて

第1 認定の申請手続き

法第5条の2第1項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。

(1) 同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合又は医師免許取得後9年以上経過していない医師による同一若しくは複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合

- ・ 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式1-1に基づき記載すること。
- ・ 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式1-1に記載された医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者の勤務についての証明書を別記様式1-2に基づき記載すること。
- ・ 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況について、別記様式4に基づき記載すること。
- ・ 別記様式1-1, 1-2, 4に基づき記載した申請書及び以下の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。
 - ・ 臨床研修修了登録証の写し
(平成16年3月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」)
 - ・ 認定証送付用封筒
(角形2号の封筒に住所・氏名を記載し、一般書留による郵送に必要な額の切手を貼付のこと。)

(2) 医師免許取得後9年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合

- ・ 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式2-1に基づき記載すること。
- ・ 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式2-1に記載された全ての医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者による当該医療機関における勤務についての証明書を別記様式2-2に基づき記載すること。
- ・ 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地について、別記様式4に基づき記載すること。
- ・ 別記様式2-1, 2-2, 4に基づき記載した申請書及び以下の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。

- ・臨床研修修了登録証の写し
(平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあっては「医師免許証の写し」)
- ・認定証送付用封筒
(角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、一般書留による郵送に必要な額の切手を貼付のこと。)

第 2 認定証明書の再交付の申請

認定証明書の再交付の申請は、別記様式 3 に基づき記載した再交付申請書及び以下の書類を、住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。

- ・臨床研修修了登録証の写し
(平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあっては「医師免許証の写し」)
- ・認定証送付用封筒
(角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、一般書留による郵送に必要な額の切手を貼付のこと。)

法第 5 条の 2 第 1 項の認定の申請書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合又は医師免許取得後 9 年以上経過していない医師による同一若しくは複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登録番号	第						号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月			日
								臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月			日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地並びに勤務期間

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上※の勤務を（行った 行っていない） ※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合については、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ）	
1 年以上の連続した勤務ではない場合、1 月以上の連続した勤務期間 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 月（勤務先： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 月（勤務先： ）	
1 年以上の連続した勤務ではない場合、1 日 6 時間以上の断続した勤務期間 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日（勤務先： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日（勤務先： ）	
当該医療機関で行った業務（アからウまでのそれぞれにつき 1 つ以上○で囲むこと。）	
（ア）個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 1. 地域の患者への継続的な診療 2. 診療時間外の患者の急変時の対応 3. 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 4. 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 5. 小児等に対する夜間診療の実施 6. その他（ ） ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
（イ）他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 1. 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 2. 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整	

3. 介護認定審査会への参加
4. 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）
5. その他（）

（ウ）地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務

1. 公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導
- ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
- 学校保健法に基づく健康診断
- 母子保健法に基づく健康診査
- 健康増進法に基づくがん検診
- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
- 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）
4. その他（）

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和 年 月 日

本籍 (国籍)	都 道 府 県		
郵便番号		電話番号	
住 所	都 道 府 県		

ふりがな			性別	男
氏 名	(姓)	(名)		女

生年月日	昭和 平成 西暦					年			月			日
------	----------------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定に必要な経験に係る証明書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合又は医師免許取得後 9 年以上経過していない医師による同一若しくは複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間に関して下記の記載に相違ないこと及び申請者が当該期間に当該医療機関において以下の (ア) から (ウ) の全ての業務を行ったことを証明する。

年 月 日

(医療機関の名称)

(管理者氏名)

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上※の勤務を (行った 行っていない)	
※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合については、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。	
①令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (理由:)	
②令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (理由:)	
1 年以上の連続した勤務ではない場合、1 月以上の連続した勤務期間	
①令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日のうち 月	
②令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日のうち 月	
1 年以上の連続した勤務ではない場合、1 日 6 時間以上の断続した勤務期間	
①令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日のうち 日	
②令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日のうち 日	

厚生労働大臣 殿

(ア) から (ウ) の業務

- (ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務
- (イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務
- (ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務

(アの業務の例)

- ・ 地域の患者への継続的な診療
- ・ 診療時間外の患者の急変時の対応
- ・ 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・ 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・ 小児等に対する夜間診療の実施

※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・ 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・ 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・ 介護認定審査会への参加
- ・ 小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整
- ・ 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・ 公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導

※ 労働安全衛生法に基づく健康診断

学校保健法に基づく健康診断

母子保健法に基づく健康診査

健康増進法に基づくがん検診

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査

保険者からの委託に基づく健康診断

等が含まれる。

- ・ 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・ 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

医療法第5条の2第1項の認定の申請書

(医師免許取得後9年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登 録 番 号	第						号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月		日
								臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月		日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地、勤務期間並びに当該医療機関において行った業務

※ 認定の対象となる勤務を行った医療機関が複数ある場合は、そのうち勤務を開始した時期が早い医療機関における勤務から順に次項の欄に記載すること。

※ 下欄のア～ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。

(アの業務の例)

- ・地域の患者への継続的な診療
- ・診療時間外の患者の急変時の対応
- ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・小児等に対する夜間診療の実施※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・介護認定審査会への参加
- ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導
 - ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
 - 学校保健法に基づく健康診断
 - 母子保健法に基づく健康診査
 - 健康損診放に基づくがん検診
 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
- ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

認定の対象となる勤務（ ）

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日（1日6時間以上の勤務日）	
当該医療機関において行った業務（該当するものを○で囲むこと。）	
（ア）個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 1. 地域の患者への継続的な診療 2. 診療時間外の患者の急変時の対応 3. 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 4. 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 5. 小児等に対する夜間診療の実施 6. その他（ ） ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
（イ）他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 1. 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 2. 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 3. 介護認定審査会への参加 4. 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） 5. その他（ ）	
（ウ）地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 1. 公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 - 学校保健法に基づく健康診断 - 母子保健法に基づく健康診査 - 健康増進法に基づくがん検診 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。 2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。） 4. その他（ ）	

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和 年 月 日												
本籍 (国籍)		都 道 府 県										
郵便番号					電話番号							
住 所		都 道 府 県										
ふりがな								性別		男		
氏 名		(姓)			(名)					女		
生年月日		昭和 平成 西暦					年			月		日

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定に必要な経験に係る証明書

(医師免許取得後 9 年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間及び業務内容に関し、下記の記載に相違ないことを証明する。

年 月 日

(医療機関の名称)

(管理者氏名)

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日のうち 日 (1 日 6 時間以上の勤務日)	
当該医療機関において行った業務 (該当するものを○で囲むこと。)	
ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務	
イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務	
ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務	

厚生労働大臣 殿

※ 上欄のア～ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。

(アの業務の例)

- ・ 地域の患者の慢性疾患に対する継続的な治療
- ・ その他、地域の患者への継続的な診療及び保健指導
- ・ 地域住民に外来診療が必要となった際の外来診療
- ・ 地域の患者に入院治療が必要になった際の入院治療
- ・ 診療時間外の患者の急変時の対応
- ・ 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・ 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診

※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・ 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・ 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・ 介護認定審査会への参加
- ・ 小児等に対する夜間診療の実施

- ・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整
 - ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）
- (ウの業務の例)
- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断*及びその結果に基づく保健指導
 - ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
 - 学校保健法に基づく健康診断
 - 母子保健法に基づく健康診査
 - 健康増進法に基づくがん検診
 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
 - ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
 - ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定証明書の再交付申請書

医療法第 5 条の 2 第 1 項 認定年月日	令和 年 月 日
----------------------------	-------------------

医 籍 登録番号	第						号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月			日
								臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月			日

本籍 (国籍)	都 道 府 県		
郵便番号		電話番号	
住 所	都 道 府 県		

ふりがな			性別	男
氏 名	(姓)	(名)		女

生年月日	昭和 平成 西暦					年			月			日
------	----------------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

上記認定証を（き損・亡失）したので関係書類を添えて再交付を希望します。

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印



政府統計 統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

様式 4

医師少数区域経験認定医師に関する調査 調査票

年齢	20代 / 30代 / 40代 / 50代 / 60代 / 70代 / 80代以上	性別	男 女
出身大学	大学		
出身地	() 都・道・府・県 / 国外 () ※高校等卒業前までに過ごした期間が最も長い場所		
認定に必要な業務を行う直前の勤務地			
() 都・道・府・県 () 市・区・町・村			
認定に必要な業務を行った主な勤務地			
() 都・道・府・県 () 市・区・町・村			
認定に必要な業務を行った直後の勤務地			
() 都・道・府・県 () 市・区・町・村			
従事する 診療科名等 ※1 従事する すべての診療科 名の番号を○で 囲むこと。ま た、2つ以上○ で囲んだ者は下 欄に主たる診療 科名の番号を1 つ記入するこ と。 ※2 該当する 診療科名がない 場合、最も近い 診療科名の番号 を○で囲むこ と。	01 内科 02 呼吸器内科 03 循環器内科 04 消化器内科(胃腸内科) 05 腎臓内科 06 脳神経内科 07 糖尿病内科(代謝内科) 08 血液内科 09 皮膚科 10 アレルギー科 11 リウマチ科 12 感染症内科 13 小児科 14 精神科 15 心療内科 16 外科 17 呼吸器外科 18 心臓血管外科 19 乳腺外科 20 気管食道外科 21 消化器外科(胃腸外科) 22 泌尿器科 23 肛門外科 24 脳神経外科 25 整形外科 26 形成外科 27 美容外科 28 眼科 29 耳鼻いんこう科 30 小児外科 31 産婦人科 32 産科 33 婦人科		

研修中専門医資格 ※ 該当するもの全ての番号を○で囲むこと。	06 皮膚科 07 眼科 08 耳鼻いんこう科 09 泌尿器科 10 整形外科 11 脳神経外科 12 形成外科 13 救急科 14 麻酔科 15 放射線科 16 リハビリテーション科 17 病理 18 臨床検査 19 総合診療 ※ 「01 内科」には日本内科学会認定内科医は含まない。
医師少数区域等所在病院等での勤務理由	1. 医師少数区域等での経験を得たかったから 2. 認定制度が魅力的だったから 3. 労働時間が短いなど労働環境が魅力的だったから 4. 給与等の処遇が良かったから 5. 子育て、介護等の家庭の状況 6. 大学医局の人事異動 7. その他（ ） ※上記のうち当てはまるもの全てに○
勤務状況	(ア) 医師少数区域等所在病院での労働時間（勤務の前後の期間との比較） 1. かなり多かった 2. やや多かった 3. 概ね通常だった 4. やや少なかった 5. かなり少なかった ※上記のうち最も当てはまるものに○ (イ) 医師少数区域等所在病院での給与等の処遇（勤務の前後の期間との比較） 1. かなり良かった 2. やや良かった 3. 概ね通常だった 4. やや悪かった 5. かなり悪かった ※上記のうち最も当てはまるものに○ (ウ) 医師少数区域等所在病院での業務に対する満足度 1. かなり満足 2. やや満足 3. どちらでもない 4. やや不満 5. かなり不満 ※上記のうち最も当てはまるものに○
認定の申請理由	1. 医療法上、地域医療支援病院の管理者になるためには、認定を受けなければならないから 2. 国において、認定医師個人等を対象とする予算事業等の経済的インセンティブが設けられているから 3. 「医師少数区域経験認定医師」を広告に用いることができるから 4. その他（ ） ※上記のうち当てはまるもの<u>全て</u>に○

別添

「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について」（令和２年１月１６日付け医政発 0116 第１号厚生労働省医政局長通知）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知） （略） 記 第１ 改正の趣旨（略） 第２ 改正の内容 １ 改正法による改正後の法第５条の２第１項の認定（以下「認定」という。）に係る手続きについては、次に掲げるとおりとすること。 （１）認定の申請 認定を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書を、以下の事項のうちア～ウについて証する書類を添えて厚生労働大臣に提出すること。 ア 医師の確保を特に図るべき区域において行った医療の提供に関する業務の内容（３のアからウまでに掲げる全ての業務を含むものとする。）	医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知） （略） 記 第１ 改正の趣旨（略） 第２ 改正の内容 １ 改正法による改正後の法第５条の２第１項の認定（以下「認定」という。）に係る手続きについては、次に掲げるとおりとすること。 （１）認定の申請 認定を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書を、以下の事項のうちア～ウについて証する書類を添えて厚生労働大臣に提出すること。 ア 医師の確保を特に図るべき区域において行った医療の提供に関する業務の内容（３のアからウまでに掲げる全ての業務を含むものとする。）

改 正 後	改 正 前
イ アの業務を行った期間 ウ アの業務を行った、医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院又は診療所（以下「医師少数区域等所在病院等」という。）の名称及び所在地 エ アの業務を行うこととなった理由 オ アの業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境 カ アの期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況 キ その他認定をするために必要な事項 オの「勤務環境」として、医師少数区域等所在病院等における業務の内容（アに該当するものを除く。）、従事した診療科、勤務環境（勤務時間等）、処遇（給与・福利厚生）等について報告するものとする。 なお、法第5条の2第1項の医師の確保を特に図るべき区域（以下「医師少数区域等」という。）は、法第30条の4第6項に規定する区域及び法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたもの、<u>又は法第30条の4第2項第11号イ(2)に掲げる区域</u>とすること。 2 （略）	イ アの業務を行った期間 ウ アの業務を行った、医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院又は診療所（以下「医師少数区域等所在病院等」という。）の名称及び所在地 エ アの業務を行うこととなった理由 オ アの業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境 カ アの期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況 キ その他認定をするために必要な事項 オの「勤務環境」として、医師少数区域等所在病院等における業務の内容（アに該当するものを除く。）、従事した診療科、勤務環境（勤務時間等）、処遇（給与・福利厚生）等について報告するものとする。 なお、法第5条の2第1項の医師の確保を特に図るべき区域（以下「医師少数区域等」という。）は、法第30条の4第6項に規定する区域及び法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたものとする。 2 （略）

改 正 後	改 正 前
3 法第5条の2第1項の厚生労働省令で定める経験は、法第7条に規定する臨床研修等修了医師が、医師少数区域等所在病院等において<u>1年</u>以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経験とすること。 ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 (1) 認定に必要な期間 認定に必要な診療を行っている期間においては、原則として同一の医師少数区域等所在病院等に週32時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務することとする。この場合は、勤務を行っていない日を認定に必要な勤務期間に含めることができるものとし、また、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等（以下「<u>妊娠・出産等</u>という。）の理由により勤務を中断した場合は、中断前後の勤務期間を合算できることとする。	3 法第5条の2第1項の厚生労働省令で定める経験は、法第7条に規定する臨床研修等修了医師が、医師少数区域等所在病院等において<u>6月</u>以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経験とすること。 ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 (1) 認定に必要な期間 認定に必要な診療を行っている期間においては、原則として同一の医師少数区域等所在病院等に週32時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務することとする。この場合は、勤務を行っていない日を認定に必要な勤務期間に含めることができるものとし、また、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等の理由により勤務を中断した場合は、中断前後の勤務期間を合算できることとする。

改 正 後	改 正 前
ただし、医師免許を取得して9年以上経過した後に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合には、同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な<u>1日6時間以上における</u>勤務の日数を合計して <u>365日</u>となった場合も認定に必要な勤務期間に達したものとして扱うが、この場合は実際に勤務を行っていない日は勤務の日数に含めないこととする。 <u>また、医師免許を取得して9年以上経過する前に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合には、最初の6月以上の勤務は原則1月以上の連続した勤務（妊娠・出産等の理由により勤務を中断した場合は、中断前後の勤務期間を合算できることとする。）の積み上げとし、1年から当該勤務期間を引いた残りの期間においては、同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な1日6時間以上における勤務日の積み上げを可能とする。</u> なお、認定の対象となるのは、原則として当該医師少数区域等所在病院等の所在する地域が医療計画において医師少数区域等として位置づけられている間の勤務とするが、診療を開始した時点において医師少数区域等に該当する地域であって、その後医師少数区域等に該当しなくなった地域については、当該医師少数区域等所在病院等において診療を開始した後初めて医師少数区域等に該当しなくなった時点から3年の間は、医師少数区域等とみなす。	ただし、医師免許を取得して9年以上経過した後に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合には、同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務の日数を合計して <u>180日</u>となった場合も認定に必要な勤務期間に達したものとして扱うが、この場合は実際に勤務を行っていない日は勤務の日数に含めないこととする。 <u>(新設)</u> なお、認定の対象となるのは、原則として当該医師少数区域等所在病院等の所在する地域が医療計画において医師少数区域等として位置づけられている間の勤務とするが、診療を開始した時点において医師少数区域等に該当する地域であって、その後医師少数区域等に該当しなくなった地域については、当該医師少数区域等所在病院等において診療を開始した後初めて医師少数区域等に該当しなくなった時点から3年の間は、医師少数区域等とみなす。

改 正 後	改 正 前
(2) 認定に必要な業務 (略) 4 医業をなす病院又は医業及び歯科医業を併せ行うものであって主として医業を行う病院である場合に認定を受けた臨床研修等修了医師が管理しなければならない病院並びに当該病院であっても認定を受けていない臨床研修等修了医師に管理させることができる場合を以下のとおり定める。 (1) 管理者要件の対象となる病院 <u>地域医療支援病院、法第 31 条に規定する公的医療機関である病院、独立行政法人国立病院機構の開設する病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の開設する病院及び独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院</u>とする。 (2) 管理者要件の例外となる場合 以下に掲げる場合は、(1) に掲げる場合であっても、認定を受けていない臨床研修等修了医師に病院を管理させることができる。 ア 地域における医療の確保のために当該病院を管理させることが適当と認められる者（令和 2 年 4 月 1 日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合 <u>イ 医師少数区域等に所在する (1) の病院を管理させる場合</u>	(2) 認定に必要な業務 (略) 4 医業をなす病院又は医業及び歯科医業を併せ行うものであって主として医業を行う病院である場合に認定を受けた臨床研修等修了医師が管理しなければならない病院並びに当該病院であっても認定を受けていない臨床研修等修了医師に管理させることができる場合を以下のとおり定める。 (1) 管理者要件の対象となる病院 地域医療支援病院とする。 (2) 管理者要件の例外となる場合 以下に掲げる場合は、(1) に掲げる場合であっても、認定を受けていない臨床研修等修了医師に病院を管理させることができる。 ア 地域における医療の確保のために当該病院を管理させることが適当と認められる者（令和 2 年 4 月 1 日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合 <u>(新設)</u>

改 正 後	改 正 前
病院を管理させることについてやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合 <u>なお、ウについては都道府県において i ～ iv の経験等の実績を確認する必要があることから、医療機関及び地域医療対策協議会等において、当該経験等を証する必要な書面を i ～ iv の経験等をした者に交付するとともに、当該者は、当該書面を適切に保管した上で、都道府県に対して必要な提出をすること。</u> <u>また、エ</u>については真にやむを得ない場合に限るものとし、都道府県は、<u>エ</u>の場合を認めるに当たっては厚生労働省医政局と協議の上で判断すること。 第 3 その他（略） 別紙 法第 5 条の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて 第 1 認定の申請手続き 法第 5 条の 2 第 1 項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。 （１）同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合 <u>又は医師免許取得後 9 年以上経過していない医師による同一若しくは複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合</u>	を管理させることについてやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合 <u>なお、イ</u>については真にやむを得ない場合に限るものとし、都道府県は、<u>イ</u>の場合を認めるに当たっては厚生労働省医政局と協議の上で判断すること。 第 3 その他（略） 別紙 法第 5 条の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて 第 1 認定の申請手続き 法第 5 条の 2 第 1 項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。 （１）同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合

改 正 後	改 正 前
- 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式 1－1 に基づき記載すること。 - 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式 1－1 に記載された医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者の勤務についての証明書を別記様式 1－2 に基づき記載すること。 - 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況について、別記様式 4 に基づき記載すること。 - 別記様式 1－1，1－2，4 に基づき記載した申請書及び以下の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。 - 臨床研修修了登録証の写し (平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」) - 認定証送付用封筒 (角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、一般書留による郵送に必要な額の切手を貼付のこと。) (2) (略)	- 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式 1－1 に基づき記載すること。 - 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式 1－1 に記載された医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者の勤務についての証明書を別記様式 1－2 に基づき記載すること。 - 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況について、別記様式 4 に基づき記載すること。 - 別記様式 1－1，1－2，4 に基づき記載した申請書及び以下の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。 - 臨床研修修了登録証の写し (平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」) - 認定証送付用封筒 (角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、一般書留による郵送に必要な額の切手を貼付のこと。) (2) (略)

改 正 後	改 正 前
第 2 (略)	第 2 (略)

認定年月日

様式 1 - 1

法第5条の2第1項の認定の申請書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合又は医師免許取得後9年以上経過していない医師による同一若しくは複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登録番号	第									号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月			日
											臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月			日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地並びに勤務期間

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上 [※] の勤務を（行った 行っていない） ※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合について、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ）	
1 年以上の連続した勤務ではない場合、1 月以上の連続した勤務期間 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 月（勤務先： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 月（勤務先： ）	
1 年以上の連続した勤務ではない場合、1 日 6 時間以上の断続した勤務期間 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日（勤務先： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日（勤務先： ）	
当該医療機関で行った業務（アからウまでのそれぞれにつき 1 つ以上○で囲むこと。）	
(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 1. 地域の患者への継続的な診療 2. 診療時間外の患者の急変時の対応 3. 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 4. 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 5. 小児等に対する夜間診療の実施 6. その他（ ） ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 1. 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 2. 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整	

認定年月日

様式 1 - 1

法第5条の2第1項の認定の申請書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登録番号	第									号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月			日
											臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月			日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地並びに勤務期間

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上 [※] の勤務を（行った 行っていない） ※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合について、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ）	
当該医療機関で行った業務（アからウまでのそれぞれにつき 1 つ以上○で囲むこと。）	
(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 1. 地域の患者への継続的な診療 2. 診療時間外の患者の急変時の対応 3. 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 4. 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 5. 小児等に対する夜間診療の実施 6. その他（ ） ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 1. 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 2. 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 3. 介護認定審査会への参加 4. 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） 5. その他（ ）	
(ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 1. 公共的な性格を有する定型的な健康診断 [※] 及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 学校保健法に基づく健康診断	

改 正 後

3. 介護認定審査会への参加
4. 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）
5. その他（ ）
- （ウ）地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務
1. 公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導
- ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
学校保健法に基づく健康診断
母子保健法に基づく健康診査
健康増進法に基づくがん検診
高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）
4. その他（ ）

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和 年 月 日	都 道 府 県
本籍 (国籍)	都 道 府 県
郵便番号	電 話 番 号
住 所	都 道 府 県

ふりがな	性別	男
氏 名 (姓)	(名)	女

生年月日	昭和 平成 西暦					年			月			日
------	----------------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

改 正 前

- 母子保健法に基づく健康診査
健康増進法に基づくがん検診
高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）
4. その他（ ）

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和 年 月 日	都 道 府 県
本籍 (国籍)	都 道 府 県
郵便番号	電 話 番 号
住 所	都 道 府 県

ふりがな	性別	男
氏 名 (姓)	(名)	女

生年月日	昭和 平成 西暦					年			月			日
------	----------------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定に必要な経験に係る証明書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合又は医師免許取得後 9 年以上経過していない医師による同一若しくは複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間に関して下記の記載に相違ないこと及び申請者が当該期間に当該医療機関において以下の (ア) から (ウ) の全ての業務を行ったことを証明する。

年 月 日
(医療機関の名称)
(管理者氏名)

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上 [※] の勤務を (行った 行っていない)	
※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合については、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。	
①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (理由:)	
②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (理由:)	
1 年以上の連続した勤務ではない場合、1 月以上の連続した勤務期間	
①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 月	
②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 月	
1 年以上の連続した勤務ではない場合、1 日 6 時間以上の断続した勤務期間	
①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日	
②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日	

厚生労働大臣 殿

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定に必要な経験に係る証明書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間に関して下記の記載に相違ないこと及び申請者が当該期間に当該医療機関において以下の (ア) から (ウ) の全ての業務を行ったことを証明する。

年 月 日
(医療機関の名称)
(管理者氏名)

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上 [※] の勤務を (行った 行っていない)	
※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合については、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。	
①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (理由:)	
②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (理由:)	

厚生労働大臣 殿

- (ア) から (ウ) の業務
(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務
(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務
(ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務

改 正 後	改 正 前
(ア) から (ウ) の業務 (ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 (イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 (ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 (アの業務の例) ・地域の患者への継続的な診療 ・診療時間外の患者の急変時の対応 ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 ・小児等に対する夜間診療の実施 ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。 (イの業務の例) ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 ・介護認定審査会への参加 ・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整 ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） (ウの業務の例) ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 - 学校保健法に基づく健康診断 - 母子保健法に基づく健康診査 - 健康増進法に基づくがん検診 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 - 保険者からの委託に基づく健康診断 - 等が含まれる。 ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）	(アの業務の例) ・地域の患者への継続的な診療 ・診療時間外の患者の急変時の対応 ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 ・小児等に対する夜間診療の実施 ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。 (イの業務の例) ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 ・介護認定審査会への参加 ・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整 ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） (ウの業務の例) ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 - 学校保健法に基づく健康診断 - 母子保健法に基づく健康診査 - 健康増進法に基づくがん検診 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 - 保険者からの委託に基づく健康診断 - 等が含まれる。 ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

改 正 後

認定年月日

様式 2－1

医療法第5条の2第1項の認定の申請書

(医師免許取得後9年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

医 登 録 番 号	第									号	医 登 録 年 月 日	令 和 平 成 昭 和			年			月			日
											臨 床 研 修 修 了 登 録 年 月 日	令 和 平 成			年			月			日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地、勤務期間並びに当該医療機関において行った業務

※ 認定の対象となる勤務を行った医療機関が複数ある場合は、そのうち勤務を開始した時期が早い医療機関における勤務から順に次項の欄に記載すること。

※ 下欄のア～ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。

(アの業務の例)

- ・地域の患者への継続的な診療
- ・診療時間外の患者の急変時の対応
- ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・小児等に対する夜間診療の実施※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・介護認定審査会への参加
- ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導
 - ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
 - 学校保健法に基づく健康診断
 - 母子保健法に基づく健康診査
 - 健康損診放に基づくがん検診
 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
- ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

改 正 前

認定年月日

様式 2－1

医療法第5条の2第1項の認定の申請書

(医師免許取得後9年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

医 登 録 番 号	第									号	医 登 録 年 月 日	令 和 平 成 昭 和			年			月			日
											臨 床 研 修 修 了 登 録 年 月 日	令 和 平 成			年			月			日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地、勤務期間並びに当該医療機関において行った業務

※ 認定の対象となる勤務を行った医療機関が複数ある場合は、そのうち勤務を開始した時期が早い医療機関における勤務から順に次項の欄に記載すること。

※ 下欄のア～ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。

(アの業務の例)

- ・地域の患者への継続的な診療
- ・診療時間外の患者の急変時の対応
- ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・小児等に対する夜間診療の実施※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・介護認定審査会への参加
- ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導
 - ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
 - 学校保健法に基づく健康診断
 - 母子保健法に基づく健康診査
 - 健康損診放に基づくがん検診
 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
- ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

改 正 後

認定の対象となる勤務（ ）

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 のうち 日 (1日6時間以上の勤務日)	
当該医療機関において行った業務 (該当するものを○で囲むこと。)	
(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 - 地域の患者への継続的な診療 - 診療時間外の患者の急変時の対応 - 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 - 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 - 小児等に対する夜間診療の実施 - その他 () ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 - 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 - 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 - 介護認定審査会への参加 - 地域の医療従事者に対する研修の実施 (講師としての参加を含む。) - その他 ()	
(ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 - 公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 学校保健法に基づく健康診断 母子保健法に基づく健康診査 健康増進法に基づくがん検診 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。 - 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 - 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施 (講師としての参加を含む。) - その他 ()	

改 正 前

認定の対象となる勤務（ ）

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 のうち 日	
当該医療機関において行った業務 (該当するものを○で囲むこと。)	
(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 - 地域の患者への継続的な診療 - 診療時間外の患者の急変時の対応 - 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 - 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 - 小児等に対する夜間診療の実施 - その他 () ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 - 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 - 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 - 介護認定審査会への参加 - 地域の医療従事者に対する研修の実施 (講師としての参加を含む。) - その他 ()	
(ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 - 公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 学校保健法に基づく健康診断 母子保健法に基づく健康診査 健康増進法に基づくがん検診 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。 - 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 - 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施 (講師としての参加を含む。) - その他 ()	

改正後

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和		年		月		日								
本籍 (国籍)		都 道 府 県												
郵便番号				電話番号										
住 所		都 道 府 県												
ふりがな						性別	男							
氏 名 (姓)				(名)			女							
生年月日	昭和 平成 西暦					年				月				日

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

改正前

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和		年		月		日																	
本籍 (国籍)				都 道 府 県																			
郵便番号						電話番号																	
住 所				都 道 府 県																			
ふりがな								性別		男													
氏 名 (姓)				(名)						女													
生年月日		昭和 平成 西暦								年						月						日	

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定に必要な経験に係る証明書
(医師免許取得後 9 年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間及び業務内容に関し、下記の記載に相違ないことを証明する。

年 月 日
(医療機関の名称)
(管理者氏名)

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日のうち 日 (1 日 6 時間以上の勤務日)	
当該医療機関において行った業務 (該当するものを○で囲むこと。)	
ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務	
イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務	
ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務	

厚生労働大臣 殿

※ 上欄のア〜ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。
(アの業務の例)
・地域の患者の慢性疾患に対する継続的な治療
・その他、地域の患者への継続的な診療及び保健指導
・地域住民に外来診療が必要となった際の外来診療
・地域の患者に入院治療が必要となった際の入院治療
・診療時間外の患者の急変時の対応
・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。
(イの業務の例)
・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
・介護認定審査会への参加
・小児等に対する夜間診療の実施

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定に必要な経験に係る証明書
(医師免許取得後 9 年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間及び業務内容に関し、下記の記載に相違ないことを証明する。

年 月 日
(医療機関の名称)
(管理者氏名)

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日のうち 日	
当該医療機関において行った業務 (該当するものを○で囲むこと。)	
ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務	
イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務	
ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務	

厚生労働大臣 殿

※ 上欄のア〜ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。
(アの業務の例)
・地域の患者の慢性疾患に対する継続的な治療
・その他、地域の患者への継続的な診療及び保健指導
・地域住民に外来診療が必要となった際の外来診療
・地域の患者に入院治療が必要となった際の入院治療
・診療時間外の患者の急変時の対応
・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。
(イの業務の例)
・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
・介護認定審査会への参加
・小児等に対する夜間診療の実施

改 正 後	改 正 前
・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整 ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） （ウの業務の例） ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 - 学校保健法に基づく健康診断 - 母子保健法に基づく健康診査 - 健康増進法に基づくがん検診 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。 ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。） 様式３～様式４（略）	・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整 ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） （ウの業務の例） ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 - 学校保健法に基づく健康診断 - 母子保健法に基づく健康診査 - 健康増進法に基づくがん検診 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。 ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。） 様式３～様式４（略）